

■ 多摩川河川環境管理計画【改訂】 1.計画策定および改訂の背景

多摩川は、関東山地南部の山梨県塩山市地先の笠取山(標高 1,953m)にその源を発し、途中数多くの支流を合わせながら、東京都の西部、南部を流下し、東京都と神奈川県の間を流れ、東京都大田区羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域は山梨県、東京都及び神奈川県の 1 都 2 県にまたがり、流域面積 1,240km²、流路延長 138km の一級水系である。

流域内の人口は、流域面積の約 3 分の 1 を占める中・下流の平野部に集中しており、首都圏の中でも特に都市化が進み、土地の高密度利用がなされているところである。当流域は、首都圏の南西部に位置しており、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに都市地域における貴重な自然空間を有し、環境の面からも貴重な存在となっている。

多摩川水系の治水事業は、明治 43 年の洪水を基に計画高水流量 4,170m³/s として、大正 7 年から国の直轄事業として進められてきたが、昭和 49 年 9 月に計画高水流量に匹敵する洪水に見舞われたのを契機に、昭和 50 年 4 月に、基準地点石原の基本高水のピーク流量を 8,700m³/s とし、このうち上流ダム群により 2,200m³/s の調節を行い、計画高水流量を 6,500m³/s とする工事实施基本計画の改定がなされた。さらに、超過洪水対策として昭和 63 年 3 月に工事实施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけた。また、平成 12 年度に、平成 9 年の河川法改正を受けた河川整備の基本となる多摩川水系河川整備基本方針が決定された。

多摩川の水利用の歴史は古く、江戸時代から二ヶ領用水(当時は四ヶ領用水)、玉川上水などによって、沿川および武蔵野台地のかんがい用水や江戸の生活用水として広く利用されてきた。現在では、昭和 32 年に小河内ダムが竣工し、羽村取水堰や小作堰などで取水をしており、首都圏の重要な水道水源となっている。農業用水としては、沿川の約 440ha のかんがいに利用され、工業用水としては、川崎市等で利用されている。また、発電用水としては、小河内ダム直下に位置する多摩川第 1 発電所など、5 箇所の水力発電

所で使用されており、総最大出力 46,100kw の電力供給が行われている。

環境面では、昭和 55 年 3 月に「多摩川河川環境管理計画」が、全国初の河川環境管理計画として策定された。策定の背景として、多摩川の沿川では都市の過密化現象が急激に進行し、その結果、特に多摩川のもつ空間、水流等のいわゆる環境機能が地域住民の生活環境の中で注目されはじめた。生態系上貴重な自然が保全される空間、都市における震災・火災などの災害時における避難地としての防災空間、沿川住民の憩いの場としてのレクリエーション空間、清流と空間が創造する河川公園等、さまざまな面で河川空間や環境に対する地域社会の期待が高まってきたことがあげられる。「多摩川河川環境管理計画」は、地域社会における河川環境のこれらの貴重な機能にかんがみ、治水・利水の機能を確保しながら地域社会の各種要請を調整して河川環境を保全・整備することを目的としている。

この河川環境管理計画を策定するにあたり、関東地方建設局では昭和 47 年度から、植生、魚類、水生生物、小動物、昆虫、野鳥、社会環境等に関する調査を実施してきた。昭和 50 年 10 月から自然生態系、都市計画等の学識経験者から成る「河川環境管理委員会(委員長 山本三郎)及び「多摩川部会(部会長 西川喬)」において、合わせて 10 数回にわたり慎重な審議がなされ、更に住民アンケートの結果も参考にしつつ、また、多摩川沿川の自治体及び関係市民団体の意見も聞いている。

昭和 55 年策定の「多摩川河川環境管理計画」は、基本方針と管理計画から構成され、これにより、多摩川の自然環境の保全と秩序ある利用が今日まで図られてきた。

また、平成 9 年 6 月には河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が明文化された。

このような背景の中、「多摩川水系河川整備計画」における河川環境の整備と保全に関しては、歴史的に「多摩川河川環境管理計画」の果たしてきた重要な役割を認識し、今後とも「多摩川河川環境管理計画」を踏まえ、多摩川らしい自然環境の保全・回復に資する施策、及び人と多摩川の良好な関係を創出するための対策を適切に講じ河川環境の整備を図るとともに、関係自

治体や地域住民等との共通認識のもと、秩序ある利用に努め、河川環境の保全を図ることとなった。

そこで、改めて多摩川沿川の自治体、関係市民団体及び学識経験者の意見を踏まえ、基本方針と管理計画の内容は、原則として堅持することとし、時代の変化等に対応して、主に次の5点について修正・変更し、「多摩川水系河川整備計画」の策定と同時に改訂する。

1. 5つのゾーン及び8つの機能空間について、住民、行政及び専門家からの多数の意見を踏まえ、近年の自然環境保全に対する市民の意識の高まり、河川敷利用の要望の変化等を反映して、その配置を見直す。
2. 多摩川本川の主として自然保護と利用を目指す自然系空間と、主として人工的利用に供する人工系空間の面積比を6対4にする。
3. 機能空間区分の設定範囲は、「多摩川水系河川整備計画」における「河岸維持管理法線」の設定に伴い見直す。
4. 空間管理計画の対象区間に、浅川(直轄管理区間)を追加する。
5. 水面利用の盛んな下流部については、平成4年策定の「多摩川水系水面利用計画」を踏まえて、管理計画の中に水面と水際部を対象とした管理区分を設定する。